

公益財団法人 市原国際奨学財団

2027年度 研究助成募集要項

(1) 応募資格

次の各号のすべてに該当する者としてします。

- ①愛知県内の大学および大学院に在籍する教授、准教授、講師、助教で、人物・研究活動ともに優秀であり、研究助成を行うことが適当と認められる者。
- ②所属大学の学長の推薦がある者。
- ③申請回数に制限はありませんが、幅広く助成を行う観点から、過去に当財団から助成を受けられた方については、選考において優先順位が下がる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 対象学部

文系学部、理工系学部、医薬歯学系学部（医学部、薬学部、看護学部を含む）

(3) 募集件数

対象学部ごとに各3件まで

※募集件数を超えて提出された場合、原則として超過分は審査対象外といたします。提出にあたっては、各大学内で調整のうえご応募くださいますようお願いいたします。

(4) 助成金の額

50万円／年を上限とします。

なお、助成金の額および性格上、消耗品費および旅費交通費が主要な支出を占めることはお控えください。

消耗品費および旅費交通費については、それぞれ助成金額の2割を超えない範囲としてください。

また、謝金を使用する場合は、その具体的内容を詳細に記載してください。

(5) 助成期間

2027年4月度より1年間

(6) 提出書類

- ①研究助成申請書 所定様式
- ②所属大学の学長推薦書 所定様式

※※所定様式は、当財団ホームページよりダウンロードできます。

<https://www.ichihara-isf.or.jp>

(7) 応募締切

2026年11月30日（当公財事務局必着）

(8) 選考方法

提出された申請書類について、選考委員会にて書類審査を行います。

(9) 決定通知

2027年3月下旬に、所属大学の学長を通じて本人へ通知いたします。

(10) その他

①助成期間終了後6か月以内に、当財団所定の様式により研究報告書を提出していただきます。

助成期間終了後6か月を過ぎても研究報告書の提出がない場合は、研究が実施されなかったものと判断し、助成金の全額返還を求めることがあります。

②助成対象者の氏名、職位、研究テーマおよび研究結果については、当財団ホームページ等において公開いたしますので、あらかじめご了承ください。

③申請内容、助成金の使用内訳等に大幅な変更が生じた場合、研究を中止した場合、虚偽の報告があった場合、または必要書類が提出されなかった場合には、助成金の交付を取り消し、または既に交付した助成金の一部もしくは全額の返還を求めることがあります。

(11) 個人情報の取り扱い

当財団にご提出いただいた個人情報は、研究助成に関する選考、通知、助成金交付、報告書確認および当財団の事業運営に必要な範囲で使用し、その他の目的には使用いたしません。

添付

「公益財団法人 市原国際奨学財団 研究助成金給与規程」参照のこと

以上

書類提出先および連絡先

〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅4-5-27 大一名駅ビル1階

公益財団法人 市原国際奨学財団

事務局：村岡、赤塚

TEL：(052)551-1800

E-mail：ichihara@ichihara-isf.or.jp